

令和5年度第1回 船橋市子ども・子育て会議資料

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の 利用定員の設定に係る意見聴取について

健康福祉局 こども家庭部 保育運営課

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用定員の設定に係る意見聴取について

1. 利用定員の設定について

(1) 定員の設定

教育・保育施設(認定こども園、幼稚園、保育所)及び地域型保育事業(小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業)の設置にあたっては、認可 基準の範囲内で、施設及び事業所の認可定員を定めます。

市は、認可を受けた教育・保育施設及び地域型保育事業について、施設型給付費等の支給対象として確認する際に、給付費の単価の算定基準となる利用定員を教育・保育給付認定区分ごとに0歳、1~2歳、及び3~5歳の別に定めます。

なお、市の確認を受けた教育・保育施設及び地域型保育事業は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業として位置付けられます。

施設・事業の種類	利用定員数	教育·保育給付認定区分	備考		
認定こども園	20 人以上	1号・2号・3号	- 3 号については、 - 0 歳と 1~2 歳に - 区分。		
保育所	20 人以上	2号・3号			
小規模保育事業(A型)	6人以上19人以下	3 号			
家庭的保育事業	1人以上5人以下	3号			
幼稚園	規定なし	1号			

【教育·保育給付認定区分】

▶ 1号 (認定こども) : 教育標準時間認定を受ける満3歳以上の小学校就学前子ども

▶ 2号(認定こども) : 保育(標準時間・短時間)認定を受ける満3歳以上の小学校就学前子ども

▶ 3号(認定こども) : 保育(標準時間・短時間)認定を受ける満3歳未満の子ども

(2) 利用定員の設定に関する留意事項

利用定員は、認可定員と一致させることを原則としつつ、地域における需要や施設毎の利用見込み等の状況を踏まえて、市で調整をしたうえで設定します。

また、既存の幼稚園が特定教育・保育施設へ移行する場合は、最近における実利用者数の推移や今後の利用見込み等の状況を考慮し、事業者の意向を確認した上で、利

用定員を認可定員から引き下げて設定する場合があります。

(3) 利用定員の設定に関する意見聴取

利用定員の設定にあたっては、あらかじめ子ども・子育て会議において意見聴取を 行う必要があります。

(子ども・子育て支援法第31条第2項及び第43条第2項)

2. 利用定員の設定案について

令和5年10月に新たに確認を行う予定の教育・保育施設及び地域型保育事業については、別表のとおり利用定員の設定を行います。

新たに確認予定の教育・保育施設の利用定員一覧(案)

【事業開始年月日 : 令和5年10月1日】

施設・事業	N 0	名称(仮称)	運営主体	施設・事業所の 所在地(予定)	区域	利用定員(案)			合計	(参考) 認可	
類型						1号	2号	3 号			定員
						3~5歳	3~5歳	1~2歳	0 歳		
但本記	1	アートチャイルドケア	アートチャイル		北		40 1	20. 1	0 1	60 1	60 1
保育所	1	船橋くれよん保育園	ドケア(株)	坪井東 2-13-27	部	1	40 人	20 人	0 人	60 人	60 人

令和5年10月に事業開始予定の施設・事業所マップ (令和5年8月9日時点)



白・・・保育所